高齢者向け給付金

（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

賃上げの恩恵が及びにくい高齢者 1 人につき 3 万円を支給する高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の申請受け付けが、今月から各市町村で順次始まっています。給付金を受け取るには申請が必要となるため、申請のポイントをまとめました。

＜支給額＞

低所得の対象者 1 人につき **30,000 円**（1 回限り）

＜対象者＞

（1）2015 年度分の住民税（均等割）が課税されていない（課税者の扶養親族や生活保護受給者などを除く）
（2）2016 年度中に 65 歳以上になる（誕生日が 1952 年 4 月 1 日以前）――の両方を満たす人です。年金を受給していなくても、２つの要件を満たしていれば支給されます。

＜申請方法＞

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受け取るためには、基準日（平成 27 年 1 月 1 日）時点で、住民票がある市町村への申請が必要です。

対象と思われる人に申請書などを郵送する市町村も多いと見込まれますが、具体的な手続きや申請期間は各市町村で異なります。

詳細は各市町村の電話窓口や広報、ホームページ（HP）で確認してください。なお、基準日の後に引っ越した人は、転居前の市町村に申請します。

１．申請書を入手

給付金を受け取るためには、申請が必要です。１５年 1 月 1 日時点で住民票がある市町村（申請先）から申請書を入手してください。

２．申請書に記入

申請書に必要事項を漏れなく記入してください。

３．申請書を提出

申請書の記入、必要書類の添付が終わったら、申請受付期間内に市町村へ郵送するか、市町村の窓口に直接提出してください。

※必要書類の添付等の申請方法については、市町村によって異なりますので、詳しくは申請先の市町村へお問合せください。

４．給付金の受取

支給要件を満たした方は、申請書に記載した指定口座に入金されます。

※口座を持っていない方などは、申請先の市町村へご相談ください。

（ご注意）

※高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の支給決定がされるまでに、支給対象者がお亡くなりになった場合は、支給の対象外となります。

※一定の住居を持たない方でいずれの市町村にも住民票が無い方については、基準日（１５年１月１日）の翌日以降であっても、お住まいの市町村で住民票の手続きをすれば、高齢者向け給付金の申請をすることができます。

※DV 被害者で住民票を移すことができていない場合、今実際にお住まいの市町村で申請できます。

※詐欺への注意・・・市町村や厚労省などが銀行、コンビニの ATM（現金自動預払機）の操作を依頼したり、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。不審な電話や郵送があれば、お住まいの市町村、警察署などに連絡してください。を行うことができる場合がありますので、今お住まいの市町村にご相談ください。

＜問い合わせ＞

各市町村の申請期間や問い合わせ先は、厚生労働省の HP または専用ダイヤル（0570-037-192）でも確認できます。

＜厚労省 HP＞ http://www.2kyufu.jp/shichouson/index.html